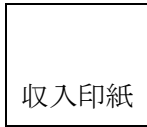


別表第一号の四 無線局の登録申請書及び包括登録申請書の様式(第25条の10第1項及び第25条の17第1項関係)



無線局<sup>登</sup>録<sup>申</sup>請書(注1)  
包括登録

年 月 日

(何)総合通信局長(注2)殿

申請者(注3)

<sup>ふりがな</sup>住所  
<sup>ふりがな</sup>氏名又は名称



下記の無線局の登録を受けたいので、電波法第27条の18第2項の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 無線設備の規格	
2 無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
3 周波数及び空中線電力	
4 備考	

注1 登録又は包括登録のいずれかの不要な文字を<sup>まつ</sup>抹消すること。

2 沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

3 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載すること。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

4 収入印紙については、当該欄に全部をちよう付できない場合は、その欄に別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

5 1の欄の記載は、登録又は包括登録を受けようとする無線局の無線設備の規格を記

載すること。

6 2の欄は、次によること。

- (1) 移動しない無線局にあつては登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の経度及び緯度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「135.30.30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては「何県何市何町〇—〇—〇何ビル屋上(又は公衆電話ボックス上)」等と記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。
- (2) 移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
- (3) 包括登録を受けようとするときは、包括登録に係るすべての無線設備を設置しようとする区域を記載すること。ただし、移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

7 3の欄は、次によること。

- (1) 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。
- (2) 周波数については、使用する周波数を記載することとし、包括登録を受けようとするときは、包括登録に係るすべての無線局が使用する周波数を記載すること。
- (3) 空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載することとし、包括登録を受けようとするときは、包括登録を受けようとするすべての無線設備が送信に際して使用できる空中線電力のうち最大のものを記載すること。

8 4の欄は、当該申請に係る連絡先として、法人にあつては、連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

9 登録状の送付を希望するときは、申請者の住所及び郵便番号並びに氏名又は名称を記載した封筒を申請書に添付すること。

10 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、同規格の用紙に記載すること。